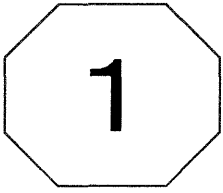


**平成23年7月26日健衛発0726第1号
厚生労働省健康局生活衛生課長通知
を受けた各連合会の対応状況**



全国理容生活衛生同業組合連合会

全理連 23 発第 97 号
平成 23 年 9 月 9 日

各 会 員 殿

全国理容生活衛生同業組合連合会
理 事 長 大 森 利 夫
常 務 理 事
組 織 委 員 長 山 崎 實

『お客さまのため、あなたのために連合会<組合>に加入しよう！』
の活用について

日頃より当連合会の諸事業推進につきましては、格別のご理解ご協力を賜り深謝申し
あげます。

さて、先般（9月8日）開催の第4回理事会において、厚生労働省課長通知の報告と
ともに、この機にさらに組織強化運動を推進するため、当日の参考資料として愛媛県組
合が作成したチラシを、連合会資料として作成しましたのでご送付いたします。

この件については、同チラシの全国版の作成を要望する声を多数ありましたことから、
その要望に応えたものであります。

つきましては、貴組合員数（本年5月末現在）+50枚を、印刷所より直送いたしま
す（9月12日発送予定）ので、組合加入促進に十分に活かして、現在実施中の組織強
化運動の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

各支部長 殿
各組織部長 殿

組合員加入運動について

初秋の候、ますますご清栄のことと存じます。日頃は組合運営についてご協力をいただき深謝申し上げます。

さて、全国的に会員の減少が依然として続き、このような状況が長く続くと各種事業に影響が出てくることも危惧されます。

そんな中、公衆衛生の面からも国民の安心・安全に寄与する業の組合として「組合加入を促す」厚生省課長通知が出され、私共はこれを機に、この役割を果たすことに一層努力致したく組織強化運動では組合員の加入を積極的に進めたく存じます。

つきましては、各支部におきましても員外店をたずね「理容師の衛生的務めと組合加入のメリット」を伝えてくださいますよう特段の配慮をお願いします。

記

1. 運動期間

平成23年12月末日まで

2. 実施方法（活用資料）

- ① 「お客さまのため、あなたのために連合会＜組合＞に加入しよう」
- ② 生衛法と組合員が受けられる優遇措置（厚生省課長通知）
- ③ 理容衛生推進委員証

※組合加入促進運動パンフレット「KI-ZU-NA」（きずな）

3. 新規組合員・加入推奨金の支給

運動期間中に新規組合員を加入した支部に対し、加入推奨金として1人につき5,000円を支給します。

—生活衛生法と組合員が受けられる優遇措置—

1. 理容業は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生活衛生法）に規定される営業です。
 - (1) 生活衛生法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することが目的です。
 - (2) 国民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
 - (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客さまに安心感を与えることとなります。
 - (4) 衛生基準を守り、業界の振興を推進するために、理容生活衛生同業組合が組織されています。

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- (3) 技能の改善向上のための事業
- (4) 福利厚生に関する事業
- (5) 共済に関する事業

営業者は自由に組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクレーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 加入すると、「日本政策金融公庫」の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。
 - 融資限度額が大きい
 - 貸付期間が長い
 - 金利が低い
 - 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
 - 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減もあります。

お客さまのため、あなたの ために連合会〈組合〉に 加入しよう!!

厚労省課長通知に学ぶ



日本の理容には国家試験がある。しかし自動車免許のような更新はない。一度免許に合格すると一生使える。ところが世の中は進化する。理容技術はもちろんのこと、お客様への安心・安全の消毒方法もウイルス等への対応で変化している。そこには、組合・国・県・市との関係による、法律を守る講習会が必要となる。今すぐ、すべての理容店が連合会〈組合〉に加入して、お客様を守る衛生セミナーや、新しいテクニックを勉強しよう。理容師の 絆 を大切に…。

連合会〈組合〉に加入すると、いろいろなメリットがあります。

絆の
I
経営



低金利融資(日本政策金融公庫)にて新しいお店づくりをサポート。

絆の
II
技術



ニューヘアの発表など、各種最先端のテクニックセミナーを開催。

絆の
III
共済

全理連・5共済

- ◇火災共済
- ◇団体生命共済
- ◇療養補償共済
- ◇賠償責任補償共済
- ◇年金共済

連合会〈組合〉独自の共済制度により、相互扶助の大きなメリット。

絆の
IV
情報

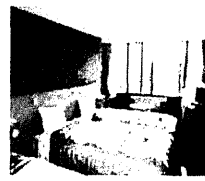


ヘアファッション界の最新の情報を機関紙や情報誌で。テレビ番組も制作放映。

絆の
V
社会貢献

東日本大震災にも、被災者をはじめ、被災理容師の再生復興にむけて徹底した支援を。

絆の
VI
福利厚生



ゴルフやバレーボール大会などレクリエーションも一緒に楽しめるほか、東京・代々木には特別料金で宿泊もOK!! 加入は簡単、しかも月会費も安い。今すぐあなたの組合に加入して、長引く不況から抜け出そう!!



理容師は皆仲間・全国理容連合会 絆本部

2

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

全旅連発第46号
平成23年7月29日

各都道府県組合理事長殿

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会長 佐藤 信幸

新規に開設する旅館ホテル業者への組合加入促進について

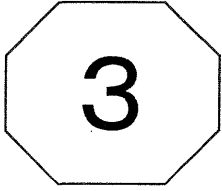
謹啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、新規に開設等する生活衛生関係業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について、別紙の通り各都道府県衛生主管部（局）長あてに、厚生労働省健康局生活衛生課長通知（健衛発0726第1号 平成23年7月26日付文書）が出されました。

これにより、各都道府県（保健所）では、営業の許可申請、届出に際して、業者に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容等について、情報提供をすることとなっております。つきましては、貴組合において組合加入促進パンフレット等を作成している場合には、各都道府県の担当課にお届けいただくなど、連携のうえ、情報提供につとめていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白



全国飲食業生活衛生同業組合連合会

全飲連発 23 第 08 号

平成 23 年 8 月 18 日

理事長 殿

全国飲食業生活衛生同業組合連合会
会 長 加藤 隆

厚生労働省健康局生活衛生課長通知の取り扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の運営に格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記について別紙（健衛 0726 第 1 号）のとおり厚生労働省健康局生活衛生課長通知が各都道府県生活衛生主管部等に平成 23 年 7 月 26 日付、発せられました。

通知の表題として、生活衛生営業の適正化及び振興に関する法律に関する情報の提供となっておりますが、これまでの行政における組織対策（アウト対策等）を地域において十分に機能していただく内容であり、連合会としてもこれまでに厚生労働省に対し強く要望して参りましたこと等から、国が講じる策としてはこれまでにない、画期的な内容となっております。

つきましては、本通知を有効に活用するため、今後、地域におかれまして、指導センターの長又は協議会の長（連合会）とご協議のうえ、特に生活衛生飲食関係他団体と連携しながらも県主管等に対し、今後有効的かつ実効性のある組合加入促進対策が図られるよう要望頂くようお願い申し上げます。

なお、具体的な行動計画等が決定いただきましたら、当連合までご報告いただけますよう併せてお願い申し上げます。

（特に様式等はありませんが、メモ程度で結構でございます。）

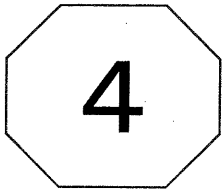
また、各都道府県指導センター宛てにも全国指導センターより同内容の通知が発出されておりますこと申し添えいたします。（別紙）

○添付資料

「厚生労働省健衛 0726 第 1 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知」

「保健所を設置する地方自治体一覧」

「全生衛発第 126 号 全国指導センター通知」



全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

全社連23発第34号
平成23年8月25日

各都道府県理事長 殿

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
会 長 濱 田 康 喜

厚生労働省健康局生活衛生課長通知の取扱について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当連合会の事業運営にあたり格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題につきまして、別紙（健衛発0726第1号）のとおり厚生労働省健康局生活衛生課長通知が各都道府県生活衛生主管部等に平成23年7月26日付で発せられました。

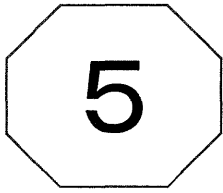
通知の標題として、「新規に開設等する生活衛生関係業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」となっておりまして、これまでの行政に於ける組織対策（アウト対策等）を地域において十分に機能していただく内容であり、連合会としても、これまでに厚生労働省に対し強く要望して参りましたことから、国が講じる策としては、これまでにない画期的な内容となっております。

つきましては、本通知を有効に活用するため、今後、各地域におかれまして、指導センターの長又は協議会（連合会）の長とご協議のうえ、特に生活衛生飲食関係の他団体と連携しながら、県主管等に対し、今後有効的かつ実効性のある組合加入促進対策が図られるよう要望いたします。

なお、具体的な行動計画等が決定しましたら、全社連までご報告頂きますようお願い申し上げます。

また、各都道府県指導センター宛にも全国指導センターより同内容の通知が發送されておりますことをお知らせ致します。

敬 具



全国料理業生活衛生同業組合連合会

平成 23 年 8 月 11 日

各県料理生活衛生同業組合
理事長 様

全国料理業生活衛生同業組合連合会
会長 藤野雅彦

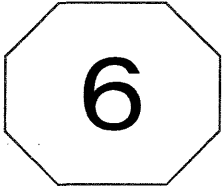
新規に開設等する生活衛生関係業者に対する「生活衛生関係営業の
運営の適正化及び振興に関する法律」に係る情報提供について

平素、連合会事業の運営にご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省から各都道府県、政令市、特別区の衛生主管部長あて、別添通知が出されておりますのでお知らせいたします。

内容は、営業許可申請・届出等に際して保健所等から業者への情報提供についてでありまして、組合加入勧奨の観点から全料連として従来から要望していた内容でもございます。

つきましては、この通知の趣旨が十分活かされますよう、関係行政機関並びに生衛指導センターに対応を確認するなど調整方よろしくお願い申し上げます。



6

全国すし商生活衛生同業組合連合会

全国すし連執行部役員会資料

開催日 平成23年9月13日

9. 厚生労働省から各都道府県衛生主管部に対する通達について

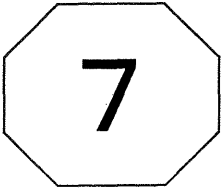
近年、すし業に限らず、他の飲食業の生活衛生同業組合においても組合員が減少し、新規加入が少なくなっております。

この背景には、新規開業の際、各保健所において食品衛生協会への加入は勧めても生活衛生同業組合への加入をあまり勧めて下さっていない現状があります。

この状況を改善する為、厚生労働省 健康局生活衛生課長が直々に別紙1の21ページから22ページの各都道府県衛生主管部に対する通達を出して下さいました。

この通達には、生活衛生同業組合が法律に基づき結成された団体である事が書かれております。

各組合におかれましては、支部長を中心に保健所にこの通達を持参して組合本部に加入する様、働きかけを行って頂き度、お願い申し上げます。



全日本美容業生活衛生同業組合連合会

23全美連発第438号

平成23年8月31日

各都道府県美容組合
理事長殿

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

理事長 三根卓司

組織強化委員会

委員長 深澤 仁

組合加入推進に関する都道府県等との打合せに関する
アンケート調査のお願い

組合加入推進を図り組織を強化することは、現在、各都道府県美容組合・連合会にとって最重要課題となっており、各組合において様々な取組みを行っているところですが、大多数の組合で効果的な対策が見出せない現状です。

こうした折、既にご連絡した通り平成23年7月26日付で厚生労働省健康局生活衛生課長から各都道府県・政令市・特別区の衛生主管部（局）長あてに「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」が通知されました。

連合会では、平成23年8月19日付第398号文書をもってこの通知に基づいて都道府県等及び保健所に対し、新規開業者等への組合加入についての協力を働きかけて下さるようお願い申し上げたところです。

ついては、ご多忙のところお手数を煩わし恐縮に存じますが、連合会では、今後の組織強化策の推進の参考とするとともに、厚生労働省との協議の資料として活用したいと存じますので、別紙のアンケート用紙にご記入のうえ、来る9月12日（月）までにご返送下さるようお願い申し上げます。（FAXでご回答いただいても結構です）

以上

組合加入に関する都道府県等との打合せについて（回答）

1. 貴組合は、課長通知をもとに都道府県等及び保健所と打合せを行いましたか。（複数回答あり）

- (1) 行った・・・14県 (2) 近々行う予定・・・26県 (3) 予定はない・・・7県

2. 上記1の質問で(1)と回答した場合にお答え下さい。

(1) 都道府県等及び保健所には誰と行きましたか。（複数回答あり）

- ア. 美容組合だけで・・・7県 イ. 理容組合と一緒に・・・1県
ウ. 連絡協議会（県の連合会）と一緒に・・・3県 エ. その他・・・5県

(2) 誰に会いましたか。（複数回答あり）

- ア. 知事・・・0県 イ. 部長・・・0県 ウ. 課長・・・11県
エ. 保健所長・・・2県 オ. その他・・・11県

(3) 都道府県等の反応はどうでしたか。

- ア. 積極的に協力してくれる・・・13県 イ. あまり積極的ではない・・・1県

(4) 都道府県等にお願ひした内容や反応を下欄に簡単に記して下さい。・・・別紙

3. 貴組合は、営業指導センター又は連絡協議会（県の連合会）とこのことで協議しましたか。

- (1) 行った・・・11県 (2) 近々行う予定・・・18県 (3) 予定はない・・・14県

4. 上記3の質問で(1)と回答した場合にお答え下さい。

協議の結果を下欄に記して下さい。・・・別紙

5. その他、この件について要望やお気づきの点を下欄に記して下さい。・・・別紙

	1. 都道府県等及び保健所と打合せを行いましたか	2. (1)誰と行きましたか	(2)誰に会いましたか	(3)反応はどうでしたか
北海道	予定はない	—	—	—
青森県	近々行う予定	—	—	—
岩手県	予定はない	—	—	—
秋田県	近々行う予定	—	—	—
山形県	行った	美容組合だけで	課長、主査	積極的に協力してくれる
宮城県	行った	美容組合だけで	県課長、区係長、保健所長、市衛生課長、次長	積極的に協力してくれる
福島県	予定はない	—	—	—
群馬県	近々行う予定	—	—	—
栃木県	近々行う予定	—	—	—
茨城県	近々行う予定	—	—	—
埼玉県	近々行う予定	—	—	—
東京都	近々行う予定	—	—	—
千葉県	近々行う予定	—	—	—
神奈川県	近々行う予定	—	—	—
山梨県	行った	連絡協議会と一緒に	指導センター専務理事	—
新潟県	行った(通知以前から行っており、継続中である)	指導センターがオブザーバーとして同席	係長と担当者	積極的に協力してくれる
富山県	予定はない	—	—	—
長野県	近々行う予定	—	—	—
石川県	近々行う予定	—	—	—
福井県	行った	理容組合と一緒に	課長	積極的に協力してくれる
岐阜県	近々行う予定	—	—	—
静岡県	予定はない	—	—	—
愛知県	予定はない	—	—	—
三重県				
滋賀県	行った	営業指導センター	課長	積極的に協力してくれる
京都府	行った	各支部で支部長が行っている	支部によってことなる	積極的に協力してくれる
奈良県	行った	連絡協議会と一緒に	課長、県担当課係長	積極的に協力してくれる
和歌山県	近々行う予定	—	—	—
大阪府	行った	美容組合だけで	大阪府は課長補佐、副主査、大阪市は保健主管、係長	積極的に協力してくれる
兵庫県	行った	美容組合だけで	課長、係長	その他
鳥取県	近々行う予定	—	課長補佐	あまり積極的ではない
岡山県	行った・近々行う予定	管轄支部長、事務長	課長、担当係	積極的に協力してくれる
広島県	近々行う予定	—	—	—
島根県	近々行う予定	—	—	—
山口県	近々行う予定	—	—	—
香川県	近々行う予定	—	—	—
徳島県	行った	美容組合だけで	課長	積極的に協力してくれる
高知県	近々行う予定	美容組合だけで	保健所長	積極的に協力してくれる
愛媛県	近々行う予定	—	—	—
福岡県	近々行う予定	—	—	—
佐賀県	近々行う予定	—	—	—
長崎県	近々行う予定	—	—	—
熊本県	近々行う予定	—	—	—
大分県	近々行う予定	連絡協議会と一緒に	その他	—
宮崎県	行った	県指導センター	課長	積極的に協力してくれる
鹿児島県	行った	美容組合だけで	課長	積極的に協力してくれる
沖縄県	予定はない(既に表敬訪問済みの為)	—	—	—

	(4)都道府県等にどのような要望しましたか
北海道	—
青森県	—
岩手県	—
秋田県	秋田県では、平成17年度より美容師法を含む生活衛生営業関係の事務が県から市町村へ順次委譲されて現在25市町村のうち12市町村に移譲済みです。残りの13市町村は従来どおり県保健所が事務を所管しています。この度の情報提供について、県がどの程度協力してくれるか、秋田県生活衛生営業指導センターを通じ申し入れをしていますが、現在のところ県の回答待ちです。
山形県	9/6に主査に会い、近日中に保健所の会合があるので、その会議の中において組合加入促進に当たるように説明するとの回答であった。(理、美、ク)を中心に組織の強化を訴えるとの説明もあった。
宮城県	組合員の減少化に関して現在の加入状況等を話し合う。アウト業者が増大すると行政の指導等も難しくなる。衛生面の低下、責任のない技術、来客への責任の希薄化。トラブルの多発(最近、組合に客からの苦情の電話が多い。)
福島県	—
群馬県	—
栃木県	—
茨城県	—
埼玉県	—
東京都	—
千葉県	—
神奈川県	—
山梨県	—
新潟県	組合パンフレットを既に各保健所に置いて頂いていたが、新規開設者、組合未加入者が来所された際にパンフレットを渡し、加入を勧めていただきたい。組合では、消費者保護を最重要視した、業界全体の衛生基準の向上を図ることを基本理念に掲げ組合活動を展開していることを理解し、出張美容、店内の免許証掲示等についての条例改正を行っていただきたい。
富山県	—
長野県	—
石川県	—
福井県	1)各美容室に対する立入検査にイン、アウトを問わずに入っただき、確認済証、免許証、管理美容師証、スタッフの届出等チェックしていただくことをお願いしました。2)開設届を組合に常備させて頂く事は出来ないのか?の質問をしました。
岐阜県	—
静岡県	—
愛知県	—
三重県	—
滋賀県	美容開業の手引きはマニュアルを指導センターと組合で共同で作成し、その中に組合加入の推進項目を廃業に記入する。その手引きを保健所で開業者に配布いただくか設置いただく。
京都府	府は協力的であるが、保健所によっては非協力的な態度の所もあり、その都度、府の生活衛生課より連絡してもらっている。厚労省からこのような通達がなされたことが保健所によっては周知されていないことがうかがえる。府から連絡を受けたことで、ようやく加入の葉を置かせてもらった保健所が1つと考えさせて欲しいと言われた保健所が1つあります。
奈良県	連合会が中心になって県担当課と打合せを行い保健所窓口における効果的な具体的取組方法や進め方について協議を行っている。
和歌山県	—
大阪府	大阪府が主導で、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市と会議を持ち、開設者や変更届けを提出しに来た方に対して、保健所側より組合パンフレットを渡して預けるようにする。(加入を勧めることは出来ないが、組合の存在を説明することは出来ること)
兵庫県	県から「今回の通知に基づく情報提供は県としては従来どおり今後もしていきます。組合の存在の案内ではなく、メリットのある組合があるという情報提供をしていきます。とりたてて、チラシを配るなどの行動はしません。県として説明することが強制的に加入しなければ営業許可をもらえないのではないかという、まちがった理解をされることがないために、行政が積極的に説明すると「強制力をもってしまいかも」かもしれない。今後も法律に基づいて従来どおりに情報を求められる方へ提供していきたい」との回答をいただきました。
鳥取県	—
岡山県	此度の厚労省よりの通達は大変重いものとの認識で、県の生衛課は大変前向きな対応ではあるが、実際の現場(窓口)も協力して下さるよう指導をお願いした。
広島県	—
島根県	—
山口県	—
香川県	—
徳島県	新規開設者への組合加入のお勧め。管理美容師を全事業所に1名配置する事のご指導のお願い。公衆衛生を確保し、地域における保健行政の徹底を図ってほしい。
高知県	新規開業者の営業許可証は保健所から本人に郵送していましたが、今後保健所にて手渡ししてもらう様お願いし、その都度時間を頂き組合加入促進を実施することをお願いしました。
愛媛県	—
福岡県	—
佐賀県	—
長崎県	—
熊本県	—
大分県	連絡協議会と地域の支部長と訪問したいと考えています。
宮崎県	県指導センター・担当者より県衛生管理課へ出向き課長に国からの「生衛法に係る情報提供」の周知徹底について…の文章に基づき、県下周知徹底を要望された。県としては、各保健所に組合加入促進のパンフ等を活用・配布した。また、保健所の衛生担当者会議等でも「生衛法に係る情報提供」の周知徹底を促された。
鹿児島県	鹿児島県保健福祉部生活衛生課課長にお会いし、県内各保健所管内での新規開業者に対し、保健所の方から本県組合のパンフレットによる組合の活動等説明していただき、一人でも多くの方に理解していただき、加入促進のためのご協力をお願いをしました。その結果全面協力するとの回答をいただきました。
沖縄県	—

	3. 営業指導センター、連絡協議会とこのことで協議しましたか	4. 協議の結果
北海道	予定はない	—
青森県	近々行う予定	—
岩手県	—	—
秋田県	—	—
山形県	予定はない	センターの職員の退職があり事務的に時間がとれていないところである。
宮城県	行った	県、市、共に協力を約束して頂いた。
福島県	近々行う予定	—
群馬県	近々行う予定	—
栃木県	近々行う予定	指導センターと相談中。
茨城県	予定はない	—
埼玉県	近々行う予定	—
東京都	近々行う予定	—
千葉県	近々行う予定	—
神奈川県	行った	各々の組合が行っている対策を調査して検討会を開催する。
山梨県	行った	店舗開設者に組合加入促進策 山梨県営業指導センターは来年4月より社団法人の認可をとる予定である。営業指導センターから県衛生業務課、保健所へとスムーズに手順をとって組織強化推進に協力してもらう。それには指導センター理事会(9月29日開催予定)で八つの生衛団体と一丸となって組合加入促進を協議して承認して頂く。県の衛生業務課から保健所に文書通達をして頂き、八つの生衛団体共通パンフレットをつくって各生衛団体の加入申込書と一緒に保健所に開設証明書手続きの際に渡して加入してもらう手順を計画している。そのフォローとして、店の開設許可時に保健所から各生衛団体事務局まで、開設店の店名、店住所、店電話番号等の連絡を必ずしてもらう約束をとりつける。
新潟県	行った	この機会を絶好のチャンスととらえ、協力し合い、組合員数の増加につなげていくことで合意した。
富山県	予定はない	—
長野県	近々行う予定	—
石川県	近々行う予定	—
福井県	近々行う予定	—
岐阜県	—	—
静岡県	予定はない	—
愛知県	予定はない	—
三重県		
滋賀県	行った	上記手引の内容の打合せとその他県への具体的依頼事項を考える。
京都府	予定はない	—
奈良県	行った	連合会を中心に行政との打合せ、取り組みを行うことにした。センター業務の推進過程で加入チラシの配布などによる紹介やお勧めを行う。
和歌山県	近々行う予定	—
大阪府	予定はない	—
兵庫県	行った	行政の方との調整のあと、十分に検討して行動しているのでまだ回答はできません。
鳥取県	行った	—
岡山県	行った	県下各保健所を指導センター職員(元県生衛課長)、理事長、管轄支部長、理事と協力依頼で訪問します。20日岡山市保健所、28日倉敷市保健所、後も今年中に訪問予定。
広島県	近々行う予定	—
島根県	近々行う予定	—
山口県	予定はない	—
香川県	近々行う予定	—
徳島県	近々行う予定	—
高知県	行った	全面的に協力して下さいました。
愛媛県	近々行う予定	非加入者(愛媛県内)の名簿を近々作成送付頂く事をお願いをしています。届き次第役員の方が増員に廻る予定になっています。
福岡県	近々行う予定	—
佐賀県	予定はない	—
長崎県	予定はない	—
熊本県	予定はない	—
大分県	近々行う予定	—
宮崎県	予定はない	—
鹿児島県	行った	営業指導センターとしては、生活衛生同業組合(10団体)と協力して県並びに保健所等に協力をお願いに行く予定はありませんとのことでした。なお、以前より営業指導センターに開業の為の融資相談があった場合に、本県組合のパンフレット等を利用しての組合加入のご説明をしていただくよう協力をお願いをしています。
沖縄県	予定はない	—

	5. その他
北海道	北海道では道の情報センター情報公開グループより毎年美容所リストを入手し、新規サロンへアンケートはがきとパンフ(組合加入促進用)をダイレクトメールしている。組合の行事への来賓出席には積極的に応じて頂いており、行政には感謝しているが、組合と非組合員の差別化はできないとお考えが根強く、組合への加入促進については自助努力を促されている。
青森県	—
岩手県	指導センターが毎年、組合への加入のおすすめ等のパンフレットを県庁を通じて保健所の窓口に置いている。組合としては、アンケート用紙を送付して、回答していただき加入促進の足がかりにしている。今年は1支部しかできていない。
秋田県	日本政策金融公庫からの情報提供により、7月2件の新規加入がありました。
山形県	山形県は、組合の所管する県の組織替えにより23年度4月より保健薬部課より食品安全衛生課に移り担当者も替わりスタートしているところでもあります。
宮城県	この件について全美連より各都道府県に協力の要請書を送るべき。
福島県	—
群馬県	—
栃木県	—
茨城県	課長通知が、どのように効力を発揮するものかが判りにくい。美容組合を民間の婦人会と同レベルの組織と思っていた保健所長がいて驚いた事があり、「生衛法」への理解はこの程度かと思った。厚労省通達にしても「組合」だけへの通達で良しとしているのではないかと、全施設への周知が不可能であれば、行政と業界のベストミックスによる新たな指導体制作りを働きかけるべきと考える。
埼玉県	当組合は「加入のしおり」を作成中である。保健所においても積極的な協力をお願いしたい。
東京都	—
千葉県	県の連絡協議会を通じて行動する予定であるが、他組合はほとんど動きがないように感じられる。
神奈川県	非組合員用のパンフレットや関連のポスター等があると便利。
山梨県	—
新潟県	お客様重視で安心、安全を守る考えから美容師法が制定された。法と取り決めた責任(国)と管理、指導する義務(県、市)を全うするためにも、全美連を通じ、組合優遇の方策を問い、協体制を確立していただきたい。組合加入率が低いことは、情報提供が行き渡らず、公衆衛生向上に支障を来すことを、もっと大きな問題と受け止め、常に消費者保護を徹底していただきたい。
富山県	—
長野県	現アウト店にも組合加入の協力をお願いしたい。消毒法など変更があった時など組合員以外はどの様に通達しているのか心配です。
石川県	厚労省の通知を生かし、加入促進につなげるよう努めたい。
福井県	—
岐阜県	—
静岡県	すでに県から保健所に発信し、各保健所では受付、相談、衛生講習会で情報提供している。昨年度に比べて新規開業の生活衛生融資のため組合加入の相談が増加している。
愛知県	1) 青年部の活用を考えて、今、活用を始めて少し結果が出た。この輪を青年部が独自で広げる動きがあるので期待をしたい。(全国組織情報の交換等についての) 2) 会員減少を止めるだけであれば、加入年数(30~50年の間)でシニア会員制をもうけはどうか?(例として大分県がある)運営費等については、事業の見直し必要とする。
三重県	—
滋賀県	—
京都府	加入の葉を設置するのがやっとというような状態ではなく、新開店時の保健所登録時に衛生管理の立場からも組合加入を奨めるような動きを保健所においてお願い出来ればと考えます。
奈良県	県担当課のホームページに生活衛生同業組合が紹介されている。
和歌山県	—
大阪府	—
兵庫県	—
鳥取県	来週動く予定(連絡協議会)
岡山県	—
広島県	—
島根県	行政の方と話し合うと同時に県会議員さんにも力を貸してもらおうよう現在交渉中です。
山口県	—
香川県	—
徳島県	組合員数の減少が続くと、組織にとって危機的状況になる事から、新規開設者に生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報を分かりやすく提供して頂きたい。
高知県	行政と一体化し、組織拡大事業を推進するのが良いと思います。
愛媛県	—
福岡県	組織拡大委員会において、具体的対応を協議して実行いたします。
佐賀県	—
長崎県	—
熊本県	47都道府県に於いて平等、同一の強化活動が有効とは思えない。地域、内情等を研究し、3~4モデル県を選出後、全美連の持つ予算を集中的に投下し、最も効果的と判明した方法を全国的に展開していく。会議で理想ばかり追いかけても効果が期待できない。
大分県	9月26日に営業指導センターで事務局長会議が予定されています。
宮崎県	近年の組合員の減少は大変な危機感を感じています。今後、指導センターとの密な協議・お願いをしていながら県主幹や日本政策金融公庫への組合加入促進の協力を積極的にやっていきたい。
鹿児島県	—
沖縄県	平成23年6月21日環境生活部を表敬訪問した際、部長、課長他の方々にお会いし、美容組合において衛生指導員制度を作り衛生指導を行うことによって組織強化が図られてのではないかと提案を頂き、来年度はそれを事業の一つとして行いたいと考えております。